

身に覚えのない請求 / 悪質な訪問販売 / 電話勧誘などの

消費者トラブルに
ご注意ください!!



点検商法

無料で屋根を点検して
もらったが、高額な
工事費用を請求された!

困ったら
すぐ相談

架空・不当請求

身に覚えのない
請求がきた!



常総市消費生活センター

0297- 相談無料

23-0747



通信販売トラブル

お試して購入したつもりが、
定期購入の契約だった!

訪問購入(押し買い)

訪問買い取り業者に売りたいくない
物まで売ってしまった!

消費生活出前講座も実施中! 消費生活に関する情報や消費者被害にあわないポイントなどをわかりやすくお話いたします。無料で講師を派遣いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

来所をご希望の方も、まずは **0297-23-0747** へお電話をお願いします。

常総市消費生活センター直通 相談時間 (平日のみ※祝・祭日を除く)

0297-23-0747 9:00~12:00 13:00~16:30

月、火、水、金曜日は本庁舎(水海道)、木曜日は石下庁舎で相談が可能です。

18歳から大人



どんな契約も 慎重に考えてから

契約を結ぶ前に契約内容と
解約条件（解約方法）を
しっかり確認しましょう。

クレジットカード での買い物に注意

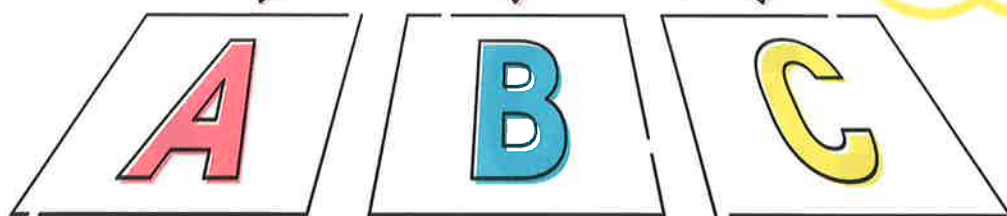
ほんとうに支払いが
できるのか自分の収入に
見合った買い物を。

スマホトラブルも 自己責任

SNSから始まる誹謗中傷、
クレジットカードでの
高額課金などに注意。

もうけ話にのらない （マルチ商法・暗号資産等）

被害者の立場から、加害者
（友達を失うことに）なって
しまうこともあります。



**さまざまなトラブルに巻き込まれないために、
契約や買い物はしっかりと考えてから決めることが大切です**

成年になると保護者の同意を得ずに自分でさまざまな契約ができるようになり、その責任も自分で負うことになります。

新成人はこんなトラブルにご用心

事例
1

SNSで勧誘された儲け話を断りきれずに契約。
すぐに返済できるから大丈夫と言われサラ金4
社から200万円借入れて支払ったら相手と連絡
がとれなくなった…！



- 怪しい話は、はっきり断りましょう！
- 借金をしてまで契約しない！

事例
2

セルフエステが無料で使い放題と言われ、モニ
ター契約した。一度も施術しないうちに業者が
倒産。クレジットカードの支払い30万円が残っ
た！



- 契約内容をしっかり確認しましょう！
- 全額支払い済の場合は返金が難しいのでよく
考えてから契約をしましょう！

困ったときは、ひとりで悩まず常総市消費生活センターにご相談ください！相談は無料です

常総市消費生活センター 0297-23-0747